

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から同年5月まで

国民年金への加入手続や保険料の納付は、制度発足当初は母親が行い、結婚してからは、すべて妻に任せていた。妻は、勤務先で国民年金保険料収納の取扱いもしたことがあったので、会社などで厚生年金保険に加入していない場合は、国民年金に加入しなければいけないことは知っており、申立期間当時、保険料の集金は地区の婦人会がしてくれていたもので、妻が役員のところには保険料を持参していたと思う。申立期間についても保険料を納付していたはずなので未納扱いとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、昭和39年10月に婚姻した後は、申立期間を除く申立人の国民年金加入期間について、保険料をすべて納付しているとともに、47年10月からは付加保険料も納付しているなど、国民年金に対する関心が深く、保険料の納付意識も高かったものと考えられる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間直前の5か月間は厚生年金保険被保険者期間であったが、この期間について、国民年金被保険者台帳の記録では国民年金保険料の納付日付が押印されており、その直後の申立期間の一部についても保険料の納付日付を押印していた形跡が見られることから、申立人の妻は、比較的短期間であった厚生年金保険被保険者期間に国民年金保険料を納付し、その納付に引き続き申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

さらに、国民年金被保険者台帳の記録では、申立期間の一部について国民

年金保険料の納付日付を押印した後、二重線で消去されているが、消去した理由は不明であるなど行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 37 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 37 年 2 月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答を受けたが納付できない。

昭和 62 年 3 月に裁定請求に行ったときに、被保険者資格喪失日を 36 年 9 月 1 日から同年 6 月 1 日に訂正し、3 か月分の保険料の還付を受けた記録になっているようだが、全く身に覚えが無い。

また、昭和 36 年 9 月から 37 年 2 月までの保険料については、国民年金手帳預証に領収印があるにもかかわらず還付するとの通知を受けている状態であるが、この期間について、実際に保険料を納付していることが確認できるのであるから、還付せず納付済期間として年金額に反映してほしい。

さらに、すでに還付を受けたとされる昭和 36 年 6 月から同年 8 月までの保険料についても、私としては身に覚えの無いことであり、社会保険事務所（当時）のミスで都合よく処理したものとししか考えられないので、この期間についても、納付済期間として年金額に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳預証の国民年金納付状況を示す申立期間を含む昭和 36 年 4 月から 37 年 2 月までの各月欄に、当時申立人が居住していた地区での集金担当者のもつとみられる押印があり、オンライン記録でも同一印影のある期間のうち一部期間は納付済みとされていることから、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、特殊台帳では、申立人の被保険者資格は、昭和 36 年 9 月 1 日に喪失した記録になっているが、申立人は、申立期間を通して国内に居住していた

こと、及び被用者年金保険被保険者に該当していなかったことなどから、強制加入対象者であったことが確認でき、当該時期に国民年金被保険者資格を喪失する合理的な理由は見当たらず、申立期間中の同年9月1日に同資格を喪失したとする手続は不自然である。

さらに、申立期間のうち、昭和36年6月から同年8月までの保険料については、オンライン記録により、62年3月27日付けで資格喪失日を36年9月1日から同年6月1日に変更したことに伴い、63年3月18日付けで還付していることが確認できるが、当該期間についても被用者年金保険被保険者期間との重複等国民年金被保険者資格の喪失日を変更する合理的な理由は見当たらず、オンライン記録を前提としても、事実と異なる資格喪失日の変更手続が行われたことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の農林漁業団体職員共済組合における資格取得日に係る記録を昭和39年11月1日、資格喪失日に係る記録を41年6月1日にそれぞれ訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万円とし、申立期間②の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月1日から40年7月1日まで
② 昭和41年5月1日から同年6月1日まで

社会保険事務所(当時)に対して農林共済年金の加入期間の照会を行ったところ、申立期間①及び②について加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

A市農業共済組合(現在は、B農業共済組合)には昭和39年11月1日から41年5月31日まで勤務していたが、農林共済年金の記録が40年7月1日から41年5月1日までになっているので、同共済年金の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B農業共済組合から提出された履歴書(申立人が昭和39年10月27日現在で作成。)の採用者側記入用欄に、「昭和39年11月1日採用」と記載されており、A市農業共済組合における申立人の健康保険被保険者原票を見ると、申立人の同保険の被保険者資格取得日は、同年11月1日となっている上、申立人の雇用保険の被保険者記録を見ると、事業所名は不明であるものの、A市農業共済組合の所在地を管轄する公共職業安定所管内の事業所において、同年11月1日から記録があることが確認できる。

また、申立人から提出されたB農業共済組合理事長名の在籍証明書には、申立人の就職年月日が昭和39年11月1日、離職年月日が41年5月31日と記載されている。

これらを併せて判断すると、農林漁業団体職員共済組合から提出された組合員資格取得届及び同喪失届により、申立人が同組合の組合員であることが確認できる昭和40年7月1日から41年5月1日までの期間を含む39年11月1日から41年5月31日まで、申立人はA市農業共済組合で継続して勤務していたものと認められる。

- 2 申立期間①及び②において、申立人が、A市農業共済組合により農林漁業団体職員共済組合員として、給与から掛金を控除されていたかについて、申立期間①当時のA市農業共済組合の事務担当者は、「当時、見習期間はあったが、見習期間であっても健康保険と農林共済年金には加入していた。」と供述しているところ、農林漁業団体職員共済組合法が施行された昭和34年1月1日から申立期間後の41年7月1日までの期間に、A市農業共済組合において健康保険被保険者資格を取得している同僚9人について、健康保険被保険者原票及び農林漁業団体職員共済組合から提出された「資格関係DBプリント」を見ると、理事長2人を除く7人は、健康保険と農林共済年金の被保険者資格取得日が、ほぼ一致している。

また、農林漁業団体職員共済組合の現在の事務担当者は、「申立期間①当時、政府管掌の健康保険の被保険者資格を有する職員であれば、農林共済組合員としての資格はあったと思われる。」と供述している。

さらに、申立期間②については、B農業共済組合から提出された申立人に係る退職給与金請求書には、申立人の退職年月日は「昭和41年5月31日」、掛金払込最終年月は「昭和41年5月まで」と記載されているところ、当該記載について、退職給与金の支払業務等を行っているC共済協会の現在の事務担当者は、「退職給与金は、当協会に加入している団体が職員の退職金支払いのため、平成10年までは毎月支払っていた掛金であり、常勤の職員のみが請求できる。申立人の退職給与金請求書の記載状況から見ると、常勤の職員が昭和41年5月31日に退職したと考えられる。」と供述している。

加えて、B農業共済組合から提出されたA市農業共済組合の職員給与規則（昭和39年4月1日から実施）には、退職の際の俸給の計算と支給について、「休職、退職及び死亡の場合は、その時の属する支給期間の俸給全額を支給する。」と記載されていることから、昭和41年5月分の給与は全額支給されたものと認められる。

これらを併せて判断すると、申立人は、申立期間①及び②の農林共済年金の掛金を給与から控除されていたと判断することが妥当である。

- 3 申立期間の標準報酬月額については、申立期間①は、A市農業共済組合の健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の資格取得時の記録か

ら1万円とし、申立期間②は、同原票における申立人の資格喪失時の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行について、B農業共済組合は、「提出している書類が当組合に残されているすべてであり、申立期間①及び②当時のA市農業共済組合における取扱いについては不明。」としているが、農林漁業団体職員共済組合から提出された申立人に係る組合員資格取得届及び同喪失届の控えを見ると、A市農業共済組合は、申立人の同共済組合における資格取得日を昭和40年7月1日、資格喪失日を41年5月1日として届け出ていることが確認できることから、農林漁業団体職員共済組合は、申立人に係る申立期間①及び②についての掛金の納入の告知を行っておらず、農林漁業団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和45年8月21日、資格喪失日に係る記録を46年1月4日とし、申立期間の標準報酬月額については、6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月21日から46年1月4日まで

A社には、昭和44年7月に入社し、現在まで勤務しているが、同年10月に同社D工場が全焼したため、同年10月21日に同社C工場へ異動になった。

その後、昭和46年1月4日までの約15か月間、A社C工場で勤務した後、再び同社D工場に異動となったが、同社C工場での厚生年金保険の加入記録が欠落している。

申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びにB社本社人事部からの回答、同人事部から提出された申立人の人事台帳及び在籍証明書から判断すると、申立人は昭和44年7月16日にA社D工場に入社し、現在まで同社で継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人の主張及びB社本社人事部から提出された人事台帳により、申立人は昭和44年10月21日から46年1月4日までの期間、A社C工場において勤務していたものと認められるが、申立人の同社における厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は、同社D工場における被保険者資格を45年8月

21日に喪失していることが確認できること、及び申立期間において、同社D工場から同社C工場に異動していることが確認できる同僚の厚生年金保険の加入状況から判断すると、申立人の同社C工場における被保険者期間は、45年8月21日から同社D工場において被保険者資格を再取得している46年1月4日までの期間とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間において、A社D工場から同社C工場に異動していることが確認できる同僚8人の記録及び申立人の同社D工場における昭和46年1月4日の厚生年金保険被保険者資格再取得時の記録から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は「年金記録の洩れは、転勤時の厚生年金保険被保険者資格の取得、喪失に関する当社の手続ミスと考えられ、申立人からは保険料を控除したが、納付はしていないと判断している。」と回答しており、事業主が厚生年金保険の手続について誤りを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和38年12月31日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年12月から38年9月までは、8,000円、同年10月及び同年11月は、9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月31日から39年1月1日まで

社会保険庁(当時)から届いた私の年金加入記録の通知において、A社での厚生年金保険加入期間が誤っていたため、社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間は、厚生年金保険に加入していない期間と記録されており、その理由は、厚生年金保険被保険者資格喪失日がさかのぼって訂正されたためであることが分かった。

しかし、私は、昭和37年6月からA社で1年半に渡り勤務し、給料から保険料が控除されていたにもかかわらず、事実と反して不当に記録が変更され、厚生年金保険加入期間を減らされてしまったことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の事業主の息子の供述及び申立人が所持する同社事業主の妻と一緒に同社の店舗前で撮影された写真により、申立人が、申立期間において、同社で勤務していたことは推認できる。

また、厚生年金保険適用事業所索引簿によると、A社は、昭和38年9月1日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとされているところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年12月31日から37年12月31日に訂正され、社会保険事務所(当時)は当該訂正処理が行われたことを39年4月24日に社会保険庁(当時)へ報告している上、38年10月1日付けで定時決定による標準報酬

月額改定を行った記載が確認できること、及び同原票の現金給付記録欄には、同年8月2日に同年5月17日から同月24日までを支給対象期間とする療養費を支給決定しているものの、40年2月8日に当該決定を取り消し不支給とした記録が確認できることから、申立人の同資格喪失日は、同社の厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（38年9月1日）の後にさかのぼって訂正されたことが認められる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとされる昭和38年9月1日より後の同月25日に、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者が2名確認できる上、両名ともそれぞれ同年12月11日と同年12月31日に同資格を喪失している記載があるものの、同資格喪失日は訂正が行われておらず、両名に係るオンライン記録とも一致することから、同社は同年12月31日において、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらの記録を総合的に判断すると、申立人について、昭和37年12月31日を厚生年金保険被保険者資格喪失日とした訂正処理を行う合理的理由はなく、当該訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同資格喪失日は、遡及訂正前の同資格喪失日である38年12月31日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和37年12月から38年9月までは8,000円、同年10月の定時決定の記録から、同年10月及び同年11月は、9,000円とすることが妥当である。

香川国民年金 事案 303

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から47年9月まで

昭和45年2月にそれまで勤めていた会社を辞めた後、しばらくの間は国民年金保険料を納付していなかったが、A町役場から勧奨を受け、それまでの未納期間を一括で納付するよう勧められたので、それに従い、さかのぼって一括して納付した。

会社を退職したころに、厚生年金保険被保険者期間に応じて一時金がもらえると思っていたが、国民年金の手続の際に、役場の担当者に聞いたところ、「せっかく会社で年金に入っているのだから、引き続いて加入するように。」と勧められたので、会社の年金の一時金を受け取らずに、退職後のすべての期間の国民年金保険料を納付しているはずであるので、申立期間について未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

現在納付記録がある申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿によると、昭和49年4月に払い出されていることが確認できる上、別の国民年金手帳記号番号に基づいて国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「町役場の担当者から、過去の期間に係る国民年金保険料をさかのぼって納付できることを勧められたことを受け、それに従い、未納期間の保険料をまとめて1回で納付した。」と主張しているが、特殊台帳及び市町村が保管している国民年金被保険者名簿によると、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料を49年4月の時点で現年度保険料として一括して納付していること、及び申立期間直後の47年10月から48年3月までの国民年金保険料を50年1月に過年度納付していることが確認できる。

さらに、過年度納付の記録がある昭和 50 年 1 月の時点では、申立期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる上、申立人が現在納付記録がある過年度納付保険料とは別に、申立期間の国民年金保険料を特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から9年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から9年2月まで

国民年金保険料納付記録の照会の結果、申立期間について納付事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

平成8年*月に60歳になり第3号被保険者資格を喪失したが、それまでの加入期間が少なかったため、65歳まで友人の勧めもあり任意加入することにした。当該友人は私より年上だったため、60歳になる前から任意加入制度のことを知っていたはずである。

任意加入当初に、市役所か社会保険事務所（当時）の職員が1年分の保険料をまとめて自宅に集金に来てくれたことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、平成8年*月に60歳到達により、第3号被保険者資格を喪失し、9年3月に任意加入者として国民年金被保険者資格を再取得した後、同年6月3日に同年3月の保険料を過年度納付し、同年6月6日に同年4月及び同年5月の保険料を納付するとともに、同年6月以降の1年間の保険料を前納していることが確認でき、このことは、申立人が「加入当初は社会保険事務所（当時）か市役所の職員が1年分の保険料をまとめて集金に来た。」としている記憶とも符合することから、申立人は、オンライン記録のとおり同年3月に任意加入したものとみられ、制度上任意加入する前の申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）も無く、申立人は、申立期間以外にも被保険者資格の切替時期に、未加入及び未納期間が見られるほか、申立人が

申立期間直前の第3号被保険者資格を喪失後、すぐに任意加入の手続を行ったとする事情はうかがえないなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらったが納得できない。

私は、昭和 35 年 4 月 1 日にA社に入社し、36 年 5 月末まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証に添付された職歴を記載している用紙に、A社における勤務期間として「35. 4. 1～36. 5」と記載されていることから、当該期間、同社で勤務していたと主張している。

一方、オンライン記録を見ると、申立人は、昭和 35 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、申立てのあったA社ではなく、B社において厚生年金保険の被保険者であることが確認できる上、法人登記簿において確認できるA社の元事業主、及び申立人が同時期に一緒に勤務していたと主張している同僚も、申立期間、B社で厚生年金保険の被保険者であることが確認できる。

これら申立人、元事業主及び同僚の厚生年金保険の被保険者記録について、A社の現在の事務担当者は、「当社が適用事業所となる昭和 54 年 12 月まで、当社の従業員は、関連会社であるB社において厚生年金保険の被保険者となっていた。」と供述していることから、オンライン記録を見ると、同社の元事業主及び同僚については、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した同年 12 月 1 日にB社での被保険者資格を喪失し、同日付でA社において同保険の被保険者資格を再取得していることが確認できる。

しかし、A社から提出されたB社の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪

失届の控えを見ると、申立人については、B社が厚生年金保険の被保険者資格の喪失日を昭和35年10月1日として届け出ていることが確認でき、このことについて、A社の現在の事務担当者は、「勤務しているにもかかわらず、同保険の被保険者資格喪失届を出すことは無い。喪失届を提出したということは、申立人はその時点で当社を退職していると思う。」と供述している。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和36年4月1日に厚生年金保険被保険者となっている同僚は、「私は、同日からA社で勤務していた。私が入社した時、申立人はいなかった。」と供述している上、申立期間当時のA社の事業主の妻は、「申立人のことは記憶に無い。当時のことは分からない。」と供述しており、申立期間当時の申立人の勤務実態について供述を得ることができない。

さらに、申立人から提出のあった厚生年金保険被保険者証に添付されている職歴に記載されたA社での勤務期間は、申立人が同社を退職した後に勤務していたC社において記入されたものとうかがえる上、申立人自身も同社を退職した時期について具体的な記憶が無いことから、申立期間において、申立人が同社で勤務していたことをうかがえる周辺事情は無い。

加えて、A社には、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届以外の申立人に係る申立期間当時の資料は残っておらず、申立期間当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立期間当時の申立人の勤務実態に係る関連資料及び供述を得ることができない上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月から36年6月まで

A社で勤務した後、申立期間は、B社で勤務し、その後は、C社で勤務した。

B社では、橋梁修繕のため全国各地を回っていた。

申立期間当時、給与から何にいくら控除されていたかは分からないが、身分証明書で診察を受けることもできたことから、厚生年金保険料については会社が負担していたと思うので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した後、申立期間において、B社で勤務していたと主張しているが、オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間のうち昭和32年12月25日から35年5月31日までの期間、A社において、厚生年金保険の被保険者であることが確認できる。

また、A社及びC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同日の昭和35年5月31日にA社における被保険者資格を喪失し、申立人の被保険者記録が確認できるC社において38年8月21日に被保険者資格を取得したことが確認できる同僚は、「私と私の兄、それと申立人は、A社で勤務していた。同社と一緒に退職した後、期間は覚えていないが、B社と、その後のC社においても申立人と一緒に勤務した。申立人は、私より半年程度前からC社で働いていたと思う。」と供述している。

これらのことから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、A社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和35年5月31日からC社で同保険の被保険者資格を再取得している37年4月1日までの期間内

にB社で勤務していたと推認できる。

しかしながら、B社は、「申立人は、当社で工員として勤務していたと思われるが、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたのは、正社員である内勤者と工事指揮者のみであったことから、申立人は厚生年金保険に加入していない。また、健康保険については、申立人は、D健康保険組合において、第二種（日雇労働者）被保険者として加入していたと思われる。」と回答している上、同社において申立人と一緒に勤務していたと供述している前述の同僚及びその兄について、オンライン記録を見ると、両者共に同社での厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、供述の得られた他の同僚は、「私は昭和24年9月からB社で勤務していたが、申立人は私と同じ日雇いであった。同社では、日雇いは厚生年金保険に加入してくれなかったため、私は制度発足時から国民年金に加入し、工事指揮者の資格を取得して同社の正社員となった時に厚生年金保険の被保険者となった。」と供述しており、オンライン記録を見ると、当該同僚は、制度発足時から国民年金に加入し、48年4月1日からは、同社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、B社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及び申立期間前後の昭和28年5月1日から38年3月1日までの期間に同保険の被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が失われたとは考え難い上、同社は、「申立人に係る関連資料は残されていない。」と供述していることから、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の取扱いに係る関連資料を得ることができず、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月14日から同年10月1日まで
社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については加入していた事実が無い旨の回答をもらった。
私は、昭和26年ころ、A社B工場に新工場が設立されたので、同年6月か7月ころに入社し、新工場で自動織機の据付作業をして4か月か5か月過ぎたころ、上司からの勧めがあつて据付作業が終わった後に食堂で勤めることになり、28年10月1日まで食堂で勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚二人は、「私は、昭和26年4月にA社B工場が、新工場設立に際して従業員を募集していたため、試験を受けて入社した。申立人は最初、織機の据付けをしていたが、27年ごろ炊事の方へ変わったと思う。」、「申立人は、最初、新工場の織機の据付けをしていたが、その後、炊事の方へ変わった。」と供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が、同社B工場で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B工場の厚生年金保険被保険者名簿により、申立人、申立人と同じく織機を据え付ける作業に従事したと供述している前述の同僚2人、及び申立人が同期入社で同じ作業に従事したと主張する同僚1人を含む12人が、昭和27年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、当該12人のうち、申立人、申立人と同じく織機を据え付ける作業に従事したと供述している前述の同僚2人、及び申立人が同期入社で同じ作業に従事したと主張する同僚を含む9人が、28年1月14日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、前述の供述が得られた同僚のうち一人は、「昭和 28 年ごろ A 社 B 工場では、従業員が余っている状態で仕事が無かった。私は臨時の雇用だったので、資格喪失した同年 1 月 14 日ごろに同社 B 工場の総務の人が 1 か月の解雇予告手当と解雇通知を私の家へ持って来て会社を辞めることになった。一緒に入社した人も何人か辞めたと思う。」と供述しており、申立期間当時の C 係長も、「26 年ころ、A 社 B 工場に新工場が設立されるため、多くの従業員を採用したが、私が 27 年に C 係長として赴任したころは余剰人員の削減が行われていた。」と供述しており、申立期間において保険料控除があったことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、オンライン記録によると A 社 B 工場は既に適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況についての関連資料や供述を得ることはできない。

加えて、申立人は、「自動織機の設置作業が終わった後、同僚の一人（前述の『同期入社で同じ作業に従事した同僚』とされる者）とともに A 社 B 工場内の食堂で炊事を担当する見習い工員として勤務し、その後、正社員になった。」と主張しているものの、同社 B 工場に係る厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚の厚生年金保険加入記録は、同社 B 工場での厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 28 年 1 月 14 日以降確認できず、申立期間当時に被保険者資格を取得している者の中に、申立人の氏名も見当たらない。

その上、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 31 年 6 月 1 日から 33 年 7 月 24 日まで

社会保険事務所（当時）に、申立期間について年金記録を照会したところ、脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかしながら、昭和 33 年 7 月に A 社を退社した際に、脱退手当金を請求した記憶も無く、また、同社からの退職金も無かったので、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記載されているページとその前後 4 ページに記載されている女性のうち、2 年以上の被保険者期間を有するとともに資格喪失後すぐに厚生年金保険に再加入していない者で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 7 月 24 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 12 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む 12 人全員に厚生年金保険被保険者資格喪失日から 2 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる。

また、脱退手当金の支給決定記録が確認できた同僚のうち一人は、「会社を退職後に何千円かの脱退手当金を受け取ったことを覚えているが、請求手続は会社でもらったと思う。」と供述していることや、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 33 年 8 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。